

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

始良市長 湯元 敏浩

市町村名 (市町村コード)	始良市 (46225)
地域名 (地域内農業集落名)	小山田地区 (市来原・赤谷・地久里・上川内・川内・迫・東元・中郷・上東木・下東木・西浦西・石野・茶碗屋・布越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、畑が主体の西浦地区・市来原地区と水田主体の東元地区・迫地区があり、畑地帯では、露地野菜・施設野菜・飼料作物・茶・桑等の栽培が多く、水田地帯では、基幹作物として主食用米・飼料用米・加工用米・WCS・飼料作物・大豆・そば等が栽培されている。また、裏作として、飼料作物や麦の栽培がされている。

市外からの耕作者もあり、担い手の数はある程度確保されているが、農業者の高齢化が進んでおり、新たな担い手となりうる地域の後継者の受入・育成が必要。

山際など条件の悪い農地や未整備の農地も多く、農地としての維持が困難な場所も一部出てきており、継続して営農可能な農地の選別を進めることも必要。鳥獣被害も多い地域であり、鳥獣対策が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑地帯では、露地野菜・施設野菜・茶・桑茶等の栽培を引き続き継続し、耕作可能な農地を選定しながら規模拡大を目指す。

水田地帯では、主食用米を中心に、飼料用米・加工用米・WCS・飼料作物等の栽培を継続する。裏作については、水はけ対策を実施しながら麦・飼料作物の栽培を検討する。

基盤整備が完了している地区については、持続的に農地の利用を図りながら、耕作者間での連携を取り、農地の集積・集約を進めていくことが必要。

東浦地区の水田地帯では、中山間直接支払制度を活用して、農地の維持活動を実施しており、今後も継続して活動していく予定であるが、耕作の継続が困難場所については、見直しが必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	157.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	154.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

人・農地プランの地区をベースとし、農業振興地域内の農用地を区域とする。一部農振農用地外の農地についても地域計画へ入れる。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農可能な農地を選別し、地域内の情報共有を活発に行いながら、農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者に貸付意向がある農地については、農地バンクを活用して、担い手や農業を担う者へ積極的に集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組み可能な農地を選別し、状況に応じて検討する。 市来原地区・西浦地区については、事業を活用し、パイプライン等の整備を実施予定。 迫地区の用水路の整備について、多面機能支払交付金の事業を活用して実施予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外にかかわらず、新規就農者を積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者の情報入手も含め、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵やワイヤーメッシュ等の整備により圃場への有害鳥獣の侵入防止を図る。
迫地区では、事業活用により電気柵の導入を検討中(R15年予定)。
⑦老朽化した用水路や古い用水路については、整備が必要。